

# 御宿町地域防災計画

## <概要版> 平成30年度修正

御宿町では、災害発生時において、住民の皆さんの生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策に関する総合的かつ基本的な指針となる「御宿町地域防災計画」を作成し、以降、ハザードマップを作成するなど、様々な災害対策を推進しています。

しかし、東日本大震災以降もこれまで想定していた規模を上回る災害が頻発している状況を受け、このたび、災害対策基本法をはじめとする各種法令の改正並びに防災基本計画及び千葉県地域防災計画等と整合を図り、防災・減災対策の基本となる計画の見直しを行いました。

### 【見直しのポイント】

- (1) 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災力の強化
- (2) 人命の保護を最優先とした避難対策の強化
- (3) 避難から生活再建までの被災者の支援体制の充実
- (4) 熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化
- (5) 防災関係法令等の改正、防災基本計画等の修正の反映
- (6) その他、最近の災害対応の改善の反映等

本書は、御宿町地域防災計画のうち、特に住民の方に周知する必要がある事項を抜き出すとともに、防災対策に係る留意事項等を加え、概要版としてとりまとめたものです。

多くの皆様に、本書を読んでいただき、防災に関心を持つとともに、今後の地域防災力の向上に役立てて頂くことを目的に作成しています。

# 御宿町地域防災計画について

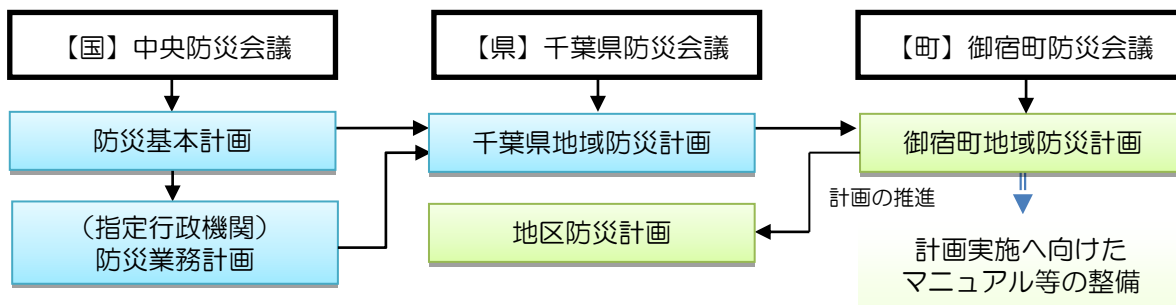
## ◆ 御宿町地域防災計画の目的・位置づけ

この計画は、地震・津波や風水害、また、大規模火災などの大規模な事故から、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、災害対策基本法第42条の規定に基づいて御宿町防災会議が作成する計画で、国の防災基本計画、県の地域防災計画と連携した、町域の防災に関する指針となるものです。

御宿町地域防災計画には、防災対策における基本方針のほか、町、県、国、その他関係機関、住民、事業所等の役割分担を示してあります。

### 【御宿町防災会議】

御宿町防災会議は、災害対策基本法第16条及び御宿町防災会議条例に基づいて設置され、町域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、町長の諮問に依りて町域に係る防災に関する重要事項を審議するための機関です。



## ◆ 計画の基本的な考え方

これまでの災害の経験から、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視して取組を進めます。また、様々な対策を組み合わせることで本町の防災体制を強化させるとともに、住民・地域との協力・連携を進めることで、“災害に強いまちづくり”を一層推進します。

## ◆ 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、次の各編をもって構成しています。

構成	内容
第1編 総則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱などの共通事項を定めています。
第2編 地震・津波編	地震や津波による被害を軽減し、住民を守るため、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策について定めています。 また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく推進計画の内容を含んでいます。
附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止するための取組みを定めています。
第3編 風水害等編	集中豪雨や台風などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民を守るため、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策について定めています。
第4編 大規模事故編	従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めています。
資料編	計画に関係する各種資料、様式等を取りまとめ、掲載しています。

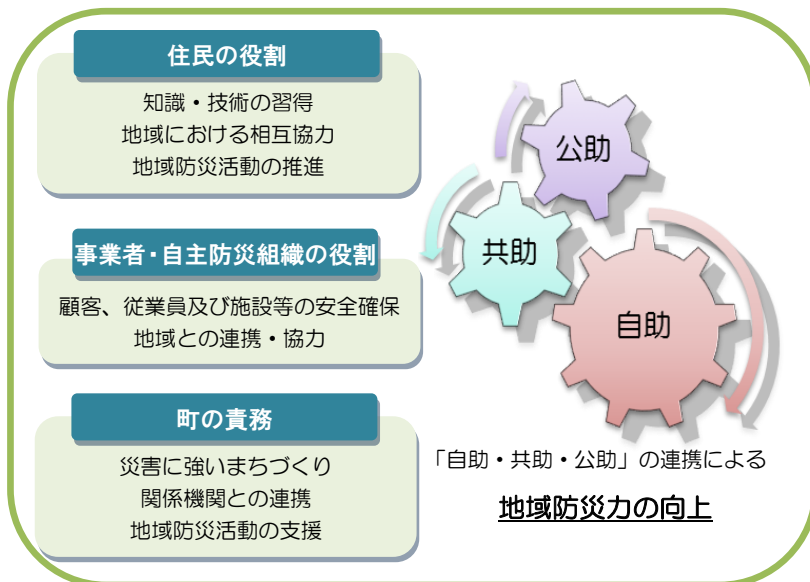
# 災害に備える活動

## ◆ 自助・共助・公助による地域防災力の向上

防災対策の基本は、平時から正しい知識を持ち、自らが考えて行動することの重要性を再認識し、自主的かつ積極的な取り組みを一層推進して、いつ起こるか分からない災害に備えておくことにあります。

また、東日本大震災や阪神淡路大震災をはじめ、全国で相次ぐ災害等においては、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人たちが救助するなど、地域のつながりが重要であることが明らかとなっています。

災害時には、まず、住民一人ひとりが、「**自らの身の安全は自らが守ること（自助）**」を基本認識とした上で、「**地域コミュニティでの助け合い（共助）**」と「**行政等の公的な支援（公助）**」が、それぞれの役割を十分に果たし、相互の密接な連携・協働の下に行う、住民を挙げての取り組みを通じて、町内全域の防災力の向上を図ることが重要です。



## ◆ 防災・減災意識の向上、防災教育の推進

町は、住民の方々の防災・減災意識の向上を図るため、可能な限り多様な媒体を用いて普及啓発活動を行うとともに、防災教育の推進に努めます。

また、各地域における自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図るとともに、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施していきます。

住民の皆さんは、災害の発生に備えて訓練への参加や家の周りの安全対策を心掛けましょう。

<p>● <b>いざというときの防災行動力の向上</b></p> <p>いざというときに、速やかに落ち着いて対応ができるように、町や関係機関が行っている各種防災訓練などに参加するほか、講習会や講演会などにも積極的に参加し、防災行動力の向上に努めましょう。</p>	<p>● <b>家の周りの安全対策</b></p> <p>普段生活している家の周りは、災害の際に危険を及ぼす原因になってしまうことがあります。 家屋の傷みや周辺の環境に注意して地震・津波や風水害に備えましょう。</p>
<p>● <b>建物の耐震化・家具の固定</b></p> <p>住宅の耐震診断や耐震改修を行いましょう。 また、L型金具や突っ張り棒などで家具の転倒防止を行いましょう。</p>	<p>● <b>家庭での話し合いと確認、情報共有</b></p> <p>地域内や家庭内の危険なところ、避難場所や避難場所までの安全な道順を確認しておくとともに、災害時に最寄りの安全な避難場所へ避難できないときの連絡方法や集合場所についても、決めておきましょう。</p>

● **避難場所・経路、危険箇所や津波ハザードマップの確認の確認**


避難場所までの避難経路、危険箇所などをあらかじめ確認しておきましょう。  
また、町は、津波警報が発表された場合に、皆さんが、ただちに避難行動を起こし、安全な場所へ避難していただくための基礎資料として、津波ハザードマップを公開しています。もしもの場合、どこへ避難したらよいのか事前に確認してください。

## ◆ 暮らしを守る食料・水などの備蓄

町では、避難を余儀なくされる方々のために、非常用食料・飲料水、生活必需品などを整備しています。また、民間事業者などと災害時の物資の供給に関する協定を締結し、災害に備えています。しかし、災害発生当初などは、町からの支援が届かないことや非常用食料・飲料水、生活必需品等の確保ができない場合があります。

このため、家庭内でも、避難生活に必要な物資の「最低3日間、推奨1週間分」の備蓄に努めるとともに、食料や飲料水、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、貴重品等を入れた非常持出袋を、すぐに持ち出せるように準備し、災害に備えましょう。

**非常時持ち出し品チェック** 事前に確認しましょう。準備ができたなら□にチェック！

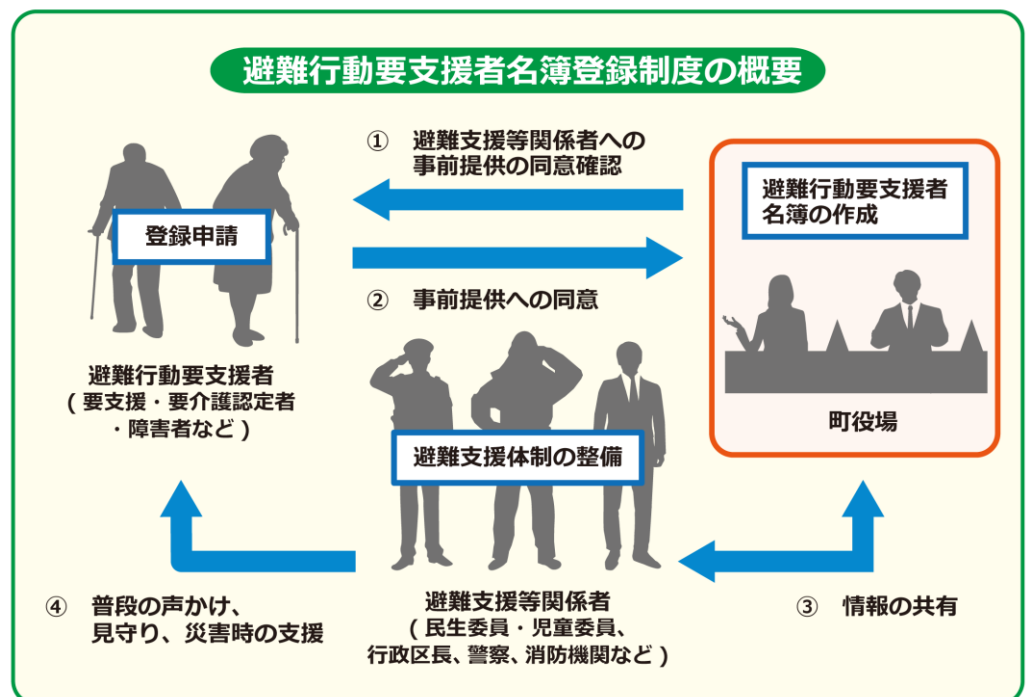
						
<input type="checkbox"/> 懐中電灯と予備電池	<input type="checkbox"/> ローソク マッチ	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオと予備電池	<input type="checkbox"/> 救急箱やくすり	<input type="checkbox"/> 市販の飲料水 (3日分)	<input type="checkbox"/> 火や水の要らない食料 (3日分)	<input type="checkbox"/> 小児に必要なもの
						
<input type="checkbox"/> 現金・貴重品 パスポート等	<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 下着・くつ下	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> スリッパ	<input type="checkbox"/> 笛

せっかくそろえた持ち出し品も定期的に点検をしないと使用できない場合があります。電池や缶詰などの賞味期限を半年に一度くらいは点検しましょう。

## ◆ 避難行動要支援者（要配慮者）の避難支援体制の構築

要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に支援が必要な方々）は、それぞれの特性により、避難行動や避難生活などに関して様々な課題を抱えており、要配慮者の視点に立った支援を必要としています。

町では、町内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する要配慮者（「避難行動要支援者」といいます。）を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得た上で、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関に情報を提供することで、発災時に迅速な対応がとれるよう備えています。地域においても、災害時において配慮が必要な方々を支援する体制の構築を進めていきましょう。



## ◆ 指定緊急避難場所・指定避難所の把握

町は、迅速かつ的確で安全な避難のため、下表のように目的に応じた施設を選定しています。

なお、指定避難所・指定緊急避難場所は、ともに災害の種別又は発生した場所や規模などによって使用できない施設があることに注意が必要です。

種別	施設の概要
指定緊急避難場所	○災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる又は家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設です。
指定避難所	○災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設です。
福祉避難所	○災害時に通常の避難所において、避難所生活をおくることが困難な要配慮者など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。 ○二次的な避難所となるため、直接の避難はできません。

### 【避難場所一覧】

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所	災害への対応力						備考
				洪水	内水	土砂	地震	津波	火事	
1	御宿中学校	新町68-2	●	○	○	○	○	○	○	指定避難所との兼用
2	旧岩和田小学校	岩和田1084	●	○	○	○	○	○	○	指定避難所との兼用
3	布施小学校	上布施909	●	○	○	○	○	○	○	指定避難所との兼用
4	旧御宿高校	久保1528-1		○	○	○	○	○	○	
5	町営野球場	久保1135-1		○	○	○	○	○	○	
6	御宿児童館	新町419-6		○	○	○	○	○	○	
7	実谷区民館	実谷579-1		○	○	○	○	○	○	
8	サンドスキー場	岩和田1354						○		
9	御宿台多目的広場	御宿台29-1						○		
10	浅間山	新町56						○		
11	ビューパレー御宿	須賀488-1						○		
12	クアライフ御宿	浜2143-2						○		
13	ピクトリマンション	久保1878						○		
14	シーサイドパレス御宿	新町816-23						○		
15	ローレルプラザ御宿第1	浜467-3						○		
16	センチュリー御宿シーサイド2号館	浜208-2						○		
17	シーサイドサーフ御宿	新町854						○		
18	エスカール御宿	須賀496-1						○		

### 【避難所一覧】

No.	施設名	所在地	指定避難所	想定収容人数	備考
1	御宿中学校	新町68-2	●	559人	指定緊急避難場所との兼用
	御宿中学校体育館	新町68-2		239人	
2	旧岩和田小学校	岩和田1084	●	146人	指定緊急避難場所との兼用
	旧岩和田小学校体育館	岩和田1077		119人	
3	布施小学校	上布施909	●	98人	指定緊急避難場所との兼用
	布施小学校体育館	上布施909		150人	
4	旧御宿高校	久保1528-1		413人	
5	B&G体育館	久保1135-1		181人	
6	御宿児童館	新町419-6		81人	
7	実谷区民館	実谷579-1		18人	
8	御宿台集会所	御宿台49、201-1		105人	協定に基づく一時避難所
9	地域福祉センター	久保1135-1		25人	福祉避難所

(注) 想定収容人員は、1人当たり4㎡で算出

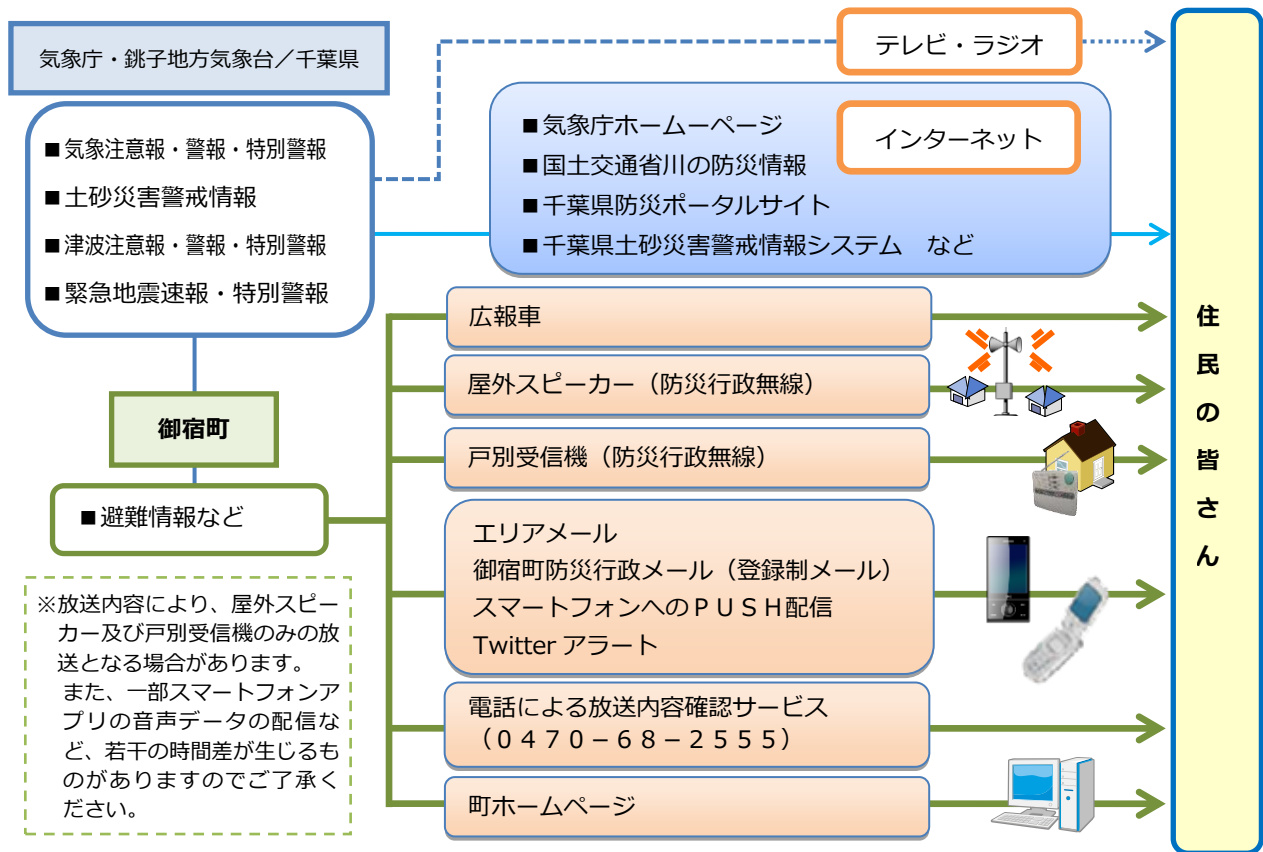
### ● 津波のおそれがあるときは！

1. 海岸付近で強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで安全な場所に避難する。
2. 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3. 正しい情報をラジオやテレビ、町防災行政無線などを通じて入手する。
4. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

## ◆ 防災情報の入手

気象、河川水位、地震・津波などの防災情報は、災害対策を行うために非常に重要です。また、災害時には、正しい防災情報を得て行動することが重要となります。

町防災行政無線の情報が従来の屋外スピーカー及び戸別受信機のほか、下記のとおり様々な手段で確認できます。住民の皆さんは、町からの伝達に加え、テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用して情報収集を行い、災害に備えて下さい。また、避難先でもこれらの情報が受け取れるように備えましょう。



また、土砂災害の前兆現象など、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、その旨を町又は警察へ通報してください。町は、通報を受けた場合、状況に応じてその旨を住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、避難勧告の発令等必要な措置をとります。

### 土砂災害の種類と前兆

土砂災害には、**がけ崩れ**、**土石流**、**地すべり**の3種類があります。

**がけ崩れ** 傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

「がけ崩れ」とは、地中にしみこんだ雨水により、急な斜面が突然滑り落ちる現象です。また地震によっても起こることもあります。

**土石流** 山腹が崩壊して生じた土石流又は溪流の土石等が水と一体になって流下する自然現象

「土石流」とは、谷や山の斜面から崩れた土や石などが、大雨や長雨による水と一緒に流れてくる現象です。

**地すべり** 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象

「地すべり」とは、粘土のようなすべりやすい地層に雨水などがしみこみ、その影響で地下水位が上昇し、地面が滑り出す現象です。

---

**土砂災害の前兆現象** 大雨や長雨によって、山やがけに水がたくさんしみこむと土砂崩れが発生することがあります。土砂崩れが発生する前には、山やがけなどに異変がみられるときがあります。

地面にひび割れができる。小石がバラバラ落ちてくる。斜面から水が噴き出す。

山鳴りがする

雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

沢や井戸の水が濁る。川の水が急に濁り、流木が混ざりはじめる。

# 災害時の避難行動

## ◆ 避難時の心得

災害はいつ発生するのか予測が難しく、急に状況が変わることもあります。危険を感じたときには自分で判断して早めに行動することが重要となりますので、避難の時の注意点を事前にしっかり確認しておきましょう。

<p>● <b>まずは正確な情報を</b></p> <p>ラジオ、テレビ、行政機関の広報などで情報を確認しましょう。</p>	<p>● <b>避難経路と危険箇所を確認</b></p> <p>避難場所までの避難経路を再確認しましょう。災害の状況に応じて、危険箇所も確認しましょう。</p>
<p>● <b>避難指示・避難勧告に従いましょう</b></p> <p>「防災行政無線」「エリアメール」「広報車」などから避難勧告等が発令された場合は従いましょう。</p>	<p>● <b>避難前は戸締り、火元、ブレーカー切断を確認しましょう</b></p> <p>避難する前に、電気のブレーカーを切り、ガス・ストーブなどの火元を消し、戸締りをしっかりしましょう。</p>
<p>● <b>子どもや高齢者は早めに避難しましょう</b></p> <p>子どもや高齢者は避難に時間がかかるので、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたときは早めに避難しましょう。</p>	<p>● <b>車での避難はできるだけひかえましょう</b></p> <p>市街地では車の避難は渋滞をまねくので、できるだけひかえましょう。</p>

## ◆ 避難勧告等の発令

町は、災害が発生した場合、又は災害のおそれがある場合、避難情報を発令します。

住民の皆さんは、避難情報の種類に応じて、速やかに避難行動を開始してください。なお、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して避難することによりかえって危険が及ぶおそれがある場合もあることから、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」といった措置をとることも必要です。

危険度	区分	発令時の状況	とるべき避難行動
	<p><b>避難準備・高齢者等避難開始</b></p>	<p>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>○避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合（避難行動をとりやすい時間帯における発令）</p>	<p>○避難に時間を要する方（高齢の方、体の不自由な方、小さな子どもを連れている方等）は、避難を開始してください。それ以外の方は避難準備を行い、危険だと思ったら早めに避難してください。</p>
	<p><b>避難勧告</b></p>	<p>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>○速やかに避難を開始してください。避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所への避難や自宅内でのより安全な場所へ避難してください。</p>
	<p><b>避難指示（緊急）</b></p>	<p>○災害が起こる前兆とみられる現象の発生や切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>○人的被害の発生した状況</p>	<p>○直ちにその場から避難してください。外出することによって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や自宅内でのより安全な場所へ避難してください。</p>

### ● 避難準備情報等の名称変更について

平成28年8月の台風10号災害の際、岩手県岩泉町が「避難準備情報」を出したものの、意図が伝わらず、高齢者施設で多くの犠牲者が出たことを受け、従来の「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」が「避難指示（緊急）」へと変更されました。

## ◆ 避難所の開設・運営

町は、避難勧告等を発令した場合、災害の特性・状況を踏まえ、避難所の開設を行います。

また、住民主体の運営組織づくりをうながし、被災者がお互いに助け合い自主的な避難生活が行えるように支援するとともに、混乱防止のための避難者の心得の掲示などに取り組みます。

さらに、避難者の人数の調整、保健・衛生面の注意、プライバシーの確保、DVの防止などに気を配り、避難所のより良い生活環境の確保を行います。

## ● 避難所の運営

避難所の開設・運営は、はじめは町の職員が行いますが、避難生活が長期にわたるときは、避難者による自主運営に移行していきます。

住民の皆さんは、「御宿町避難所運営マニュアル」等に基づき、自主運営組織をつくり、避難者の管理、物資の供給、衛生管理、生活ルールづくりなど、避難者による自主運営・管理を行いましょう。

運営に当たっては、特に、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した運営をしていきたいと思います。

### ● 要配慮者への支援

避難所には、高齢者や体の不自由な人、乳幼児、妊婦など配慮を要する人もいます。

避難所内での食料の入手や各種情報の伝達、トイレの介助など、積極的に支援を行いましょう。

### ● ボランティアなどとの連携・協力

避難所には、住民団体や一般ボランティアなどが災害ボランティアとしてお手伝いに来てくれることがあります。

避難所を円滑に運営するため、そうしたボランティアの方々と連携・協力していきたいと思います。

### ● 家族・知人の安否を確認するには

大規模災害発生時は、電話がかかりにくい状況が数日続くことがあります。このような状況下では、「自分の安否を家族や知人に伝達する」ための「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」が開設されます。

このサービスを利用することにより、家族や知人の安否を確認することができます。

#### <災害用伝言ダイヤルの利用方法>

「災害用伝言ダイヤル171」開設時に171にダイヤルして下さい。

電話番号には、それぞれ次の番号を市外局番から入力してください。

- 被災地の方・・・自宅又は連絡を取りたい被災地の方の電話番号
- 被災地以外の方・連絡を取りたい被災地の方の電話番号



#### 伝言の録音方法

171にダイヤルする

「1」をダイヤル

\* 電話番号（市外局番から）

伝言を録音する



#### 伝言の再生方法

171にダイヤルする

「2」をダイヤル

\* 電話番号（市外局番から）

伝言が再生される

発行日 ■ 平成31年3月

発行 ■ 千葉県御宿町 総務課

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522

TEL 0470(68)2511

FAX 0470(68)3293

